

# 東京都市日本語学校 生徒納付金返還規定

## 1. 総則

- (1) 本規定は、東京都市日本語学校学則第 30 条に規定された「生徒納付金の返還」の詳細を定めることを目的とする。
- (2) 生徒納付金とは、入学選考料、入学金、学費（施設費、設備費、教材費、課外活動費、健康管理費）をいう。
- (3) 本規定は、東京都市日本語学校に在籍中の生徒、入学予定の生徒を対象とする。

## 2. 返還取扱

### 一 選考料及び入学金

- (1) 選考料は、入学選考および留学に係る各種申請手続に要する費用として徴収するものであり、返還しないものとする。
- (2) 入学金は、入学に伴う事務手続、受入れ準備に要する費用として徴収するものであり、入学の有無を問わず、原則としては返還しないものとする。ただし、日本在外公館により査証（ビザ）の発給が拒否された場合に限り、返還する。

### 二 学費、その他

- (1) 入学キャンセル又は中途退学が生じた場合は、入学辞退届（退学届）の提出日を基準として、学費返還の有無、返還額及び返還条件を定めるものとする。  
学費等はコースの授業開始時期から計算する（1月、4月、7月、10月）
- (2) 在留資格認定証明書が交付されたがビザの申請を行わず来日しない場合  
入学許可証、在留資格認定証明書と引き換えの上、入学検定料、入学金及び振込手数料を引いた金額を返却する。
- (3) 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合  
査証が発給されなかったことを確認後、入学許可証と引き換えの上、入学検定料、振込手数料を引いた金額を返却する。
- (4) 来日後、授業開始前

日本入国後、授業開始前に入学を辞退する場合は、入学検定料、入学金、最初の6か月分の授業料及び振込手数料を除いた残額の学費を返還する。

ただし、校長がやむを得ない特別の事情があると認めた場合（経費支弁人の疾病その他これに準ずる事由により、学業の継続が困難であると判断される場合等）には、入学検定料、入学金及び振込手数料を除いた額を返還する。

返還に際して、生徒は入学許可証を返却し、以下を提出しなければならない。

- 帰国用航空券（又はその予約票）の写し
- 在留カードに無効処理（穴あけ）が施された状態の写真

#### （5）授業開始後（中途退学）

原則として、1年目の学費は返還しない。

ただし、校長がやむを得ない特別の事情があると認めた場合（経費支弁人の疾病その他これに準ずる事由により、学業の継続が困難であると判断される場合等）には、退学届の提出および所定の手続完了後、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残存する学期分の授業料の2分の1を返還する。

2年目の学費については、中途退学届が提出された場合、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残存する学期分の授業料の2分の1を返還する。返還に際して、生徒は以下①～③のいずれかを行わなければならない。

##### ① 帰国する場合:

帰国用航空券（又はその予約票）の写し、在留カードに無効処理（穴あけ）が施された状態の写真を提出しなければならない。

##### ② 進学する場合

進学先の入学許可証の写し又は学生証の提示による確認を要する。

##### ③ 在留資格変更する場合

資格変更後の在留カードの提示により、在留資格変更が完了していることの確認を要する。

### 3. 学費返還対象除外事項

#### （1）退去強制処分や除籍処分

退去強制処分または除籍処分となった生徒については、理由の如何を問わず、授業料、設備費、教材費および課外活動費は返還しないものとする。

#### （2）来日や入学手続きが遅れた場合

査証発給手続きの遅れ、航空機の欠航等の理由により、入学予定の生徒の来日又は入学手続きが遅延した場合において、当該生徒が参加できなかった授業に係る授業料、施設費、教材費及び課外活動費については、返還しないものとする。

#### 4. 免責事項

天災、事故、感染症の拡大、戦争その他これらに準ずる不可抗力により休講となった場合は、免責とし、当該休講に係る授業料、設備費、教材費及び課外活動費は返還しないものとする。

#### 5. 返還方法

- (1) 生徒納付金の返還は、生徒の指定した口座への振込みによって行う。
- (2) 返還の際にかかる金融機関の振込手数料はすべて受取人の負担になる。

#### 6. その他

本規程に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。